

## 宮内庁契約監視委員会 第6回会議

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 開催日及び場所  | 平成22年6月30日(水)<br>宮内庁第一会議室   |   |
| 委員       | 委員長 大森政輔 (弁護士)<br>委員 友永道子 (公認会計士)<br>委員 石野秀世 (独立行政法人 産業技術総合研究所監事)   |   |
| 会議概要     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成21年度 契約金額及び件数に関する統計について</li> <li>2. 物品調達契約における性能等審査委員会設置について</li> <li>3. 石野抽出委員より抽出結果報告</li> <li>4. 抽出議案概要説明(各担当課長)</li> <li>5. 抽出議案審議</li> </ol> |   |
| 審議対象期間   | 平成21年10月1日～平成22年3月31日   |   |
| 抽出案件     | 8   |   |
| 一般競争入札   | 3   |   |
| 最低価格落札方式 | 2   | 契約件名： 楽部庁舎内装改修工事<br>契約相手方： 株式会社田島工務店<br>契約金額： 34,650,000円<br>契約締結日： 平成22年2月8日                           |
| 最低価格落札方式 |   | 契約件名： 宮内庁京都事務所増築等改修工事に伴う<br>電話交換機等移設ほか業務<br>契約相手方： 新栄電気工業株式会社<br>契約金額： 3,675,000円<br>契約締結日： 平成21年12月11日 |
| 総合評価落札方式 | 1   | 契約件名： 武蔵陵墓地参道整備ほか工事<br>契約相手方： 大成ロテック株式会社関東支社<br>契約金額： 81,207,000円<br>契約締結日： 平成21年11月6日                  |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 指名競争入札   | 2 |   |
| 最低価格落札方式 | 2 | <p>契約件名： 皇居東御苑本丸芝生養生工事</p> <p>契約相手方： 株式会社イー・ジー・エス</p> <p>契約金額： 3,045,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年3月11日</p>        |
| 最低価格落札方式 | 2 | <p>契約件名： 京都御所秋季特別公開等に伴う苑地整備事業</p> <p>契約相手方： 株式会社高石造園土木</p> <p>契約金額： 4,410,000円</p> <p>契約締結日： 平成21年10月16日</p>  |
| 随意契約     | 3 |   |
| 企画競争型方式  | 1 | <p>契約件名： 赤坂御用地分厩坂倉庫再整備に伴う設計業務</p> <p>契約相手方： 株式会社相和技術研究所</p> <p>契約金額： 13,230,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年2月16日</p> |
| 特命随意契約   | 2 | <p>契約件名： 賢所等改修第9回工事</p> <p>契約相手方： 株式会社大林組東京本社</p> <p>契約金額： 231,000,000円</p> <p>契約締結日： 平成22年1月26日</p>          |
| 特命随意契約   | 2 | <p>契約件名： 赤ワイン購入</p> <p>契約相手方： 株式会社明治屋</p> <p>契約金額： 2,347,200円</p> <p>契約締結日： 平成22年2月1日</p>                     |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>委員からの意見・質問等</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性能等審査委員会については、執行部局だけに任せるのではなく、もう少し主計課がリードしていくような形にした方が良いのでは。</li> <li>○ その他詳細は別紙のとおり。</li> </ul> |
| <p>委員会による意見の具申<br/>又は勧告の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算措置されているにもかかわらず、年度末近くに入札公告を行ったため問題が生じたと推測されるので、もう少し計画性をもった予算執行をするべきではないか。</li> </ul>            |

- 次回の契約監視委員会の日程について  
平成22年12月に開催予定とされた。

## 1. 一般競争入札の抽出案件 ①

## (1) 楽部庁舎内装改修工事（最低価格落札方式）

※応札者が1者の案件

## 【契約の概要】

本工事は、経年劣化が著しい楽部庁舎において、事務室・教室・倉庫等の内装改修並びに設備改修を行う工事である。

一般競争入札を実施の結果、「榑田島工務店」1者の応札となり、同社が落札した。

| 意見・質問  | 回答   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争参加資格のC又はDランクに該当するのは何者程度か。</li> <li>・ 入札説明会は実施しているのか。</li> <li>・ 資料を受領したのは何者程度か。</li> <li>・ 入札は日時限定か。</li> <li>・ そのような措置をとっても1者のみだったということは、宮内庁の仕事は重いので気が進まないということか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 477社。そのうち東京都内に営業所を持つ者に絞ると92社。</li> <li>・ 談合防止の観点から入札説明会は行っていない。有資格者で参加希望の者に資料を配付するという形を取っている。</li> <li>・ 1者のみである。1月7日に入札公告しているが、公告については宮内庁ホームページに掲載のほか、管理課、工務課の事務室にも掲示した。</li> <li>・ 限定ではなく、参加資格の確認通知を受けた後、何日間か期間を設けている。</li> <li>・ 特別な建物でもなくそんなに難しい工事ではないのだが…。入札執行の遅れにより工期等が短くなったことが影響したかもしれない。この反省点として、今後は入札を早めに執行することを心掛ける。</li> </ul> |

## 1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 宮内庁京都事務所増築等改修工事に伴う電話交換機等移設ほか業務  
(最低価格落札方式) **※応札者が1者で落札率が99%超の案件**

## 【契約の概要】

京都事務所増築等改修工事に伴い、電話交換機やネットワーク設備の移設及び仮設を行う業務である。

一般競争入札を実施の結果、「新栄電気工業㈱」1者の応札となり、同社が落札した。

| 意見・質問  | 回答  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が99.3%の要因は。</li> <li>・応札はなぜ1者のみだったのか。</li> <li>・改修工事と別発注した理由は。</li> <li>・予定価格の積算方法は。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想像だが、殆どが人件費を占め、LAN工事のため部品等も少ないなど、積算が容易だったのではないか。</li> <li>・Dランク業者は会社の規模も小さく、入札手続にも手間がかかるということで、敬遠したのではないか。また、A・Bランクの業者10者程度から問い合わせがあったが、参加資格のランクが合わないもので、断らざるを得なかったというところもあった。さらに施工時期も年末年始にかかったため、それも要因の一つかと考えられる。</li> <li>・改修工事は国土交通省の予算（官庁営繕工事）であり、本業務をそこに入れることができなかったため。</li> <li>・競争参加資格がない電話及びLAN工事業者のうち3者から見積りを徴収し、その最低価格の1割引とした。</li> </ul> |

1. 一般競争入札の抽出案件 ③

(3) 武蔵陵墓地参道整備ほか工事（総合評価落札方式）

※落札価格が低入札基準額（予定価格の約83%）を下回ったため、低入札価格調査を行った案件

【契約の概要】

本工事は、高齢者や車椅子使用者等の参拝者の利便性を図るため、砂利道の一部を舗装にするなどの参道整備を行う工事である。

本件は、舗装面積5,000㎡超と工事規模も大きく、施工管理等により品質の差も出やすいうえ、一般公開中の参道を整備するため、第三者（参拝者等）に対する安全対策が重要な工事であり、宮内庁特有の特殊条件（行事や皇族方のご動静等に関連する規制等）を受けることも比較的少ない工事である。

これらのことから、工事価格の差異に比べて工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能等に相当の差異が生ずると認められる工事で、かつ、特別な安全対策を求める工事でもあるため、総合評価方式を採用した。

入札参加者4者による一般競争入札を実施した結果、1回目の入札で4者すべてが予定価格を下回り、総合評価の結果が1位であり、かつ、最低価格であった「大成ロテック㈱」と契約を締結した。

| 意見・質問  | 回 答   |
|--|---|
| <p>(武蔵陵墓地参道整備ほか工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札だったのは、結果的に予定価格が高かったということか。</li> <li>・低入札で契約しなかったという事例はあるのか。</li> <li>・参加資格の条件にISO（国際標準化機構による国際規格）の取得を設定しているというのは、一般的にはあまり聞かないが、舗装工事としてはハードルが高いのでは。また、ISOを設定している工事は何件くらいあるのか。</li> <li>・低入札調査の期間は。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の積算は、市場調査も含め適正に設定している。要因としては落札業者の所在地が本件現場に近かったため、資材等運搬が容易にできるという理由があったと聞いている。</li> <li>・工事、物品とも事例はないが、その結果施工不良ということもない。低入札調査では、予定価格が適正かどうかも含め調査している。昨今はダンピング防止のため、低入札調査の基準率も上げられていることから、このあたりは企業努力の範疇で無謀な金額ではないと思う。</li> <li>・品質管理上必要のため。土木工事に限らず建築工事も含め、業務の内容により設定しており、全部につけているわけではない。武蔵陵墓地は昭和天皇と大正天皇の御陵を管理する場所であり、かつ、参拝者の安全性も考慮したことにより、厳しく設定したもの。ISOの設定については、総合評価の案件の際に、求めるか求めないかを検討して決めている。</li> <li>・1週間以内としている。</li> </ul> |

## 2. 指名競争入札の抽出案件 ①

| <p>(1) 皇居東御苑本丸芝生養生工事（最低価格落札方式）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <p>本工事は、御即位20年記念行事の開催場所として使用された皇居東御苑の衰弱した芝地を回復するため、目土掛け、施肥等の養生を行う工事である。</p> <p>指名した10者による入札を実施した結果、「㈱イー・ジー・エス」が落札したため、同社と契約を締結した。</p>   |   |
|--|---|
| <p>(2) 京都御所秋季特別公開等に伴う苑地整備業務（最低価格落札方式）</p> <p style="text-align: right;"><b>※落札率が99%超の案件</b></p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <p>京都御所秋季特別公開に伴い、砂利地整備、生垣設置、公開期間中の苑地整備等を行う業務である。</p> <p>指名した5者による入札を実施した結果、「㈱高石造園土木」が落札したため、同社と契約を締結した。</p>                    |   |
| 意見・質問  | 回 答   |
| <p>(皇居東御苑本丸芝生養生工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名10者すべてが札を入れたのか。</li> <li>・いつも入札参加意思の確認をしているのか。</li> </ul> <p>(京都御所秋季特別公開等に伴う苑地整備業務について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ指名競争なのか。指名競争でできないという工事ではないのでは。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に入札参加意思の確認を行い、その中から上位の10者を選定、その結果、10者とも札を入れた。</li> <li>・いつもではない。今回は工期が短く辞退する者も想定されたので、入札を確実にを行うため、そのような措置をした。</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争にすると、どういう業者（経験のない新規業者）が入ってくるかわからないという点がある。</li> </ul> |

### 3. 随意契約の抽出案件 ①

(1) 赤坂御用地分厩坂倉庫再整備に伴う設計業務（企画競争型方式）

**【契約の概要】**

本業務は、大正14年～15年に創建され、劣化が著しい鉄筋コンクリート造倉庫を有効利用すべく、総合的な再整備（耐震補強、劣化部分改修）の設計を行うものである。

本業務は、技術的判断を要し、競争を許さない場合（技術力重視）に該当するため、企画競争方式（標準プロポーザル方式）を採用、当庁における設計業務の実績を有した3者を選定し、本件に関する技術提案書の提出を求めたところ、2者より技術提案書が提出され、標準プロポーザル方式により評価した結果、「㈱相和技術研究所」が特定されたため、同社と随意契約を締結したものの。

| 意見・質問   | 回 答   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・この倉庫は普段何に使っているのか。</li><li>・大正時代の建物ということは歴史的建造物なのか。</li><li>・設計だけで1,300万円もかかるのか。新築ならわかるが改修で1,300万円もかかるとは思えないが…。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・常時使用しない物品類の保管、園遊会で使用するテーブルや藤椅子等を保管している。</li><li>・倉庫なので、そこまで特徴ある建物ではない。</li><li>・建物（2棟）の規模が大きいこと及び建物改修だけではなく、耐震補強の構造計算も入っているため。</li></ul> |



### 3. 随意契約の抽出案件 ②

#### (2) 賢所等改修第9回工事（特命随意契約）

##### 【契約の概要】

本工事は、経年劣化が著しい賢所等建物について、4ヵ年計画で改修工事を計画した第4年度目の工事であり、広間棟及び周辺建物の内外装改修、耐震補強並びに設備改修を行うものである。

本工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事であることから、前工事施工者である「(株)大林組」と随意契約を締結したものの。

| 意見・質問  | 回 答   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1年目（平成18年度）の契約はどのように行ったのか。</li><li>・ なぜ随意契約なのか。2年目以降は継続工事なので止むを得ないと思うが…。</li><br/><li>・ 平成15年度の仮賢所の改修工事の際にはどのように業者を決めたのか。</li><li>・ 変更工事の場合の契約はどのように行っているのか。</li><li>・ 平成15年度入札時の落札率は。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ (株)大林組との随意契約。</li><li>・ 平成15年度に仮賢所の改修工事を請け負った実績を有し、かつ、江戸・明治期に創建された歴史的に貴重な木造建築物の改修工事についてもこれまで同社のみが請け負い、その工事の仕上がりについても申し分がないなど、本件工事の施工に必要な条件をすべて満たす唯一の業者であると判断したものの。</li><li>・ 大手5社による指名競争入札の結果、(株)大林組と契約した。</li><li>・ 年度末の段階でまとめて変更契約を行っている。</li><li>・ ちょっとすぐにはわからないが、極端に低かったということはない。</li></ul> |

### 3. 随意契約の抽出案件 ③

#### (3) 赤ワイン購入（特命随意契約）

##### 【契約の概要】

今回購入する赤ワインは、皇居における国賓・公式実務賓客等をお招きしての宮中晩餐・宮中午餐等に使用されるものである。これらの行事で使用されるワインの銘柄及び品質は、良質で長期熟成に耐えられる優良品でなければならないとともに、一回の行事につき同一の銘柄で、かつ、同品質のものを揃えて使用しなければならない。よって、国際儀礼に則ったフランスワインの中でも格付け1級に指定されているワインの在庫状況及び価格等を考慮し、一銘柄を一括して購入するものである。

購入に際して、価格面の他、同じ条件下の保管状態にある一定の数量を期間内に一括して納入できることを条件に市場調査を行った結果、「株明治屋」が最も安価で納入可能であることが判明したため、同社と随意契約を締結したものの。

| 意見・質問   | 回 答   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ72本を一括で購入しなければならないのか。</li> <li>・ワインの保管状況は。</li> <li>・市場調査を行ったということだが、どんな市場調査を行った結果、明治屋しかいないという判断に至ったのか。また、市場調査に聞き漏らし等はなかったか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度に晩餐が1回、午餐が10回ほどあり、約80本使用したので、その補充として今回は、72本（6ダース）を購入した。</li> <li>・現在は、主に90年代のものが中心。一番新しいのは01年（オーブリアンは02年）で、当庁では、年代が比較的若い時期のものを購入し、ワインセラーで長期（約20年）熟成させて使用しているので、将来のことも考え補充が必要ということで購入した。</li> <li>・大手百貨店等を調査したところ、3者は数量が間に合わないとのことだった。また、他の1者は関税の免税措置ができないとのことで、結果的に明治屋となった。明治屋のワインはすべて保税倉庫の中にあるので、同じ条件の下から一括して納入が可能という当庁の条件を満たしていた。また、どこまで調査の対象とするかは今後の検討課題ではあるが、免税で購入するということが業者が限られるため、調査対象を大幅に広げることは難しい。</li> </ul> |